育児又は介護を行う四日市市職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第9号

育児又は介護を行う四日市市職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤 務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う四日市市職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則(平成11年四日市市規則第27号)の一部を次のように改正する。

## 改正後

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

- 第3条 条例第4条の2第1項のその他 これらに準ずる者として規則で定める 者は、児童福祉法(昭和22年法律第1 64号)第6条の4第1号に規定する養 育里親である職員(児童の親その他の同 法第27条第4項に規定する者の意に 反するため、同項の規定により、同法第 6条の4第2号に規定する養子縁組里 親として当該児童を委託することがで きない職員に限る。)に同法第27条第 1項第3号の規定により委託されてい る当該児童とする。
- 2 職員は、早出遅出勤務請求書により 早出遅出勤務を請求する1の期間(以下 「早出遅出勤務期間」という。)につい て、その初日(以下「早出遅出勤務開始 日」という。)及び末日(以下「早出遅 出勤務終了日」という。)とする日を明

## 改正前

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第3条 職員は、早出遅出勤務請求書により早出遅出勤務を請求する1の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ条例第4条の2第1項の規定による請求を行うものとする。

らかにして、あらかじめ条例第4条の2 第1項の規定による請求を行うものと する。\_

3 (略)

4 (略)

- 5 条例第4条の2第1項第2号に規定 する規則で定めるものは、児童福祉法第 6条の2第4項に規定する放課後等デ イサービスを行う事業若しくは同法第 6条の3第2項に規定する放課後児童 健全育成事業を行う施設、児童福祉法施 行規則(昭和23年厚生省令第11号) 第19条第3号に規定する事業におけ る相互援助活動を行う場所、障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123 号) 第77条第1項に規定する地域生活 支援事業として実施する日中における 一時的な見守り等の支援を行う施設又 は文部科学省の補助事業である学校・家 庭・地域の連携による教育支援活動促進 事業として実施する放課後等における 学習その他の活動を行う場所にその子 (各事業を利用するものに限る。)を出 迎えるため赴き、又は見送るため赴く職 員とする。
- 第4条 条例第4条の2第1項の規定に よる請求がされた後早出遅出勤務開始 日とされた日の前日までに、次の各号に 掲げるいずれかの事由が生じた場合に

2 (略)

3 (略)

- 4 条例第4条の2第1項第2号に規定 する規則で定めるものは、児童福祉法 (昭和22年法律第164号)第6条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサー ビスを行う事業若しくは同法第6条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育 成事業を行う施設、児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号)第19 条第3号に規定する事業における相互 援助活動を行う場所、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号)第 77条第1項に規定する地域生活支援 事業として実施する日中における一時 的な見守り等の支援を行う施設又は文 部科学省の補助事業である学校・家庭・ 地域の連携による教育支援活動促進事 業として実施する放課後等における学 習その他の活動を行う場所にその子(各 事業を利用するものに限る。)を出迎え るため赴き、又は見送るため赴く職員と する。
- 第4条 条例第4条の2第1項の規定に よる請求がされた後早出遅出勤務開始 日とされた日の前日までに、次の各号に 掲げるいずれかの事由が生じた場合に

は、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に 係る子と同居しないこととなった場 合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(条例第4条の2第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下、同じ。)が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2及び3 (略)
- 4 前条<u>第4項</u>の規定は、前項の届出に ついて準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の 請求手続等)

第6条 (略)

は、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
- (4) <u>当該請求をした職員が当該請求に</u> 係る子と同居しないこととなった場 合

2及び3 (略)

4 前条<u>第3項</u>の規定は、前項の届出に ついて準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の 請求手続等)

第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 第3条<u>第4項</u>の規定は、条例第4条 の3第1項の規定による請求について 準用する。
- 第7条 条例第4条の3第1項の規定に よる請求がされた後深夜勤務制限開始 日とされた日の前日までに、次の各号に 掲げるいずれかの事由が生じた場合に は、当該請求はされなかったものとみな す。
  - (1)及び(2) (略)
  - (3) 当該請求をした職員が当該請求に 係る子と同居しないこととなった場 合
  - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
  - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる 場合のほか、当該請求をした職員が条 例第4条の3第1項に規定する職員 に該当しなくなった場合
- 2及び3 (略)
- 4 第3条第4項の規定は、前項の届出

- 2 (略)
- 3 第3条<u>第3項</u>の規定は、条例第4条 の3第1項の規定による請求について 準用する。
- 第7条 条例第4条の3第1項の規定に よる請求がされた後深夜勤務制限開始 日とされた日の前日までに、次の各号に 掲げるいずれかの事由が生じた場合に は、当該請求はされなかったものとみな す。
  - (1)及び(2) (略)
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
  - (4) <u>当該請求をした職員が当該請求に</u> 係る子と同居しないこととなった場 合

2及び3 (略)

4 第3条第3項の規定は、前項の届出

について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条 (略)

2から4まで (略)

- 5 第3条<u>第4項</u>の規定は、条例第4条の 3第2項又は第3項の規定による請求 について準用する。
- 第9条 条例第4条の3第2項又は第3 項の規定による請求がされた後時間外 勤務制限開始日の前日までに、次の各号 に掲げるいずれかの事由が生じた場合 には、当該請求はされなかったものとみ なす。
  - (1)から(3)まで (略)
  - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
  - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる 場合のほか、当該請求をした職員が条 例第4条の3第2項又は第3項に規 定する職員に該当しなくなった場合

2から4まで (略)

について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限 の請求手続等)

第8条 (略)

2から4まで (略)

- 5 第3条<u>第3項</u>の規定は、条例第4条の 3第2項又は第3項の規定による請求 について準用する。
- 第9条 条例第4条の3第2項又は第3 項の規定による請求がされた後時間外 勤務制限開始日の前日までに、次の各号 に掲げるいずれかの事由が生じた場合 には、当該請求はされなかったものとみ なす。
  - (1)から(3)まで (略)

2から4まで (略)

(介護を行う職員の早出遅出勤務並び に深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 第3条から前条まで(第3条 第5項、第4条第1項第3号から第5号 まで、第5条、第7条第1項第3号から 第5号まで並びに前条第1項第3号か ら第5号までを除く。)の規定は、条例 第12条第1項に規定する日常生活を 営むのに支障がある者を介護する職員 について準用する。この場合において、 第4条第1項第1号、第7条第1項第1 号及び前条第1項第1号中「子」とある のは「要介護者」と、第4条第1項第2 号、第7条第1項第2号及び前条第1項 第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消 しにより当該請求をした職員の子でな くなった」とあるのは「要介護者と当該 請求をした職員との親族関係が消滅し た」と、第8条第2項中「同条第2項又 は第3項に」とあるのは「それぞれ同条 第2項に規定する支障の有無又は同条 第3項に」と、同条第3項中「条例第4 条の3第2項又は第3項の」とあるの は、「条例第4条の3第3項の」と、「同 条第2項又は第3項に」とあるのは、「同 項に」と、前条第2項中「次の各号」と あるのは「前項第1号又は第2号」と読 み替えるものとする。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並び に深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 第3条から前条まで(第3条 第4項、第4条第1項第3号及び第4 号、第5条、第7条第1項第3号及び第 4号並びに前条第1項第3号を除く。) の規定は、条例第12条第1項に規定す る日常生活を営むのに支障がある者を 介護する職員について準用する。この場 合において、第4条第1項第1号、第7 条第1項第1号及び前条第1項第1号 中「子」とあるのは「要介護者」と、第 4条第1項第2号、第7条第1項第2号 及び前条第1項第2号中「子が離縁又は 養子縁組の取消しにより当該請求をし た職員の子でなくなった」とあるのは 「要介護者と当該請求をした職員との 親族関係が消滅した」と、第8条第1項 から第3項まで及び第5項中「条例第4 条の3第2項又は第3項の」とあるのは 「条例第4条の3第3項の」と、同条第 <u>1項中「ならない。この場合において、</u> 条例第4条の3第2項の規定による請 求に係る期間と条例第4条の3第3項 の規定による請求に係る期間とが重複 しないようにしなければならない」とあ るのは「ならない」と、同条第2項及び 第3項中「同条第2項又は第3項に」と あるのは「同項に」と、前条第1項及び 第2項中「条例第4条の3第2項又は第 3項」とあるのは「条例第4条の3第3

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部人事課)